

用の請願(南好雄君紹介)(第一四六四号)
同(辻政信君紹介)(第一四六五号)
簡比小学校(南好雄君紹介)(第一四六六号)
同(辻政信君紹介)(第一四六七号)
不動寺小学校(南好雄君紹介)(第一四六八号)
振興法の適用(南好雄君紹介)(第一四六九号)
同(辻政信君紹介)(第一四七〇号)
秋吉小学校(南好雄君紹介)(第一四七一〇号)
伊久留小、中学校に、き地教育振興法の適用(南好雄君紹介)(第一四七二〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四七三〇号)
中宮小、中学校に、き地教育振興法の適用(南好雄君紹介)(第一四七四〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四七五〇号)
中宮小学校(南好雄君紹介)(第一四七六〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四七七〇号)
馬渡小学校に、き地教育振興法の適用の請願(南好雄君紹介)(第一四七八〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四七九〇号)
松波小学校(南好雄君紹介)(第一四八〇〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四八一〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四八二〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四八三〇号)

西部中学校に、き地教育振興法の適用の請願(辻政信君紹介)(第一四八四〇号)
仁行小学校に、き地教育振興法の適用の請願(辻政信君紹介)(第一四八五〇号)
へき地教育振興法に基き分校並びに半級、複式学校教育振興に関する請願(辻政信君紹介)(第一四八六〇号)
同(辻政信君紹介)(第一四八七〇号)
同(廣瀬正雄君紹介)(第一四八八〇号)
同(藤枝泉介君紹介)(第一四八九〇号)
同(南好雄君紹介)(第一四九〇〇号)
同(松澤雄蔵君紹介)(第一四九一〇号)
同(嶺綱彌三君紹介)(第一四九二〇号)
六月一日
写真師法制定に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第一五〇五〇号)
同(栗山博君紹介)(第一五〇六〇号)
同(萩野豊平君紹介)(第一五〇七〇号)
同(八百板正君紹介)(第一五〇八〇号)
同(芳賀貢君紹介)(第一五〇九〇号)
同(三鍋義三君紹介)(第一五一〇〇号)
同(福原小学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三一〇号)
砂ヶ森小学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三二〇号)
川除小学校(南好雄君紹介)(第一五三三〇号)
武田小学校(南好雄君紹介)(第一五三四〇号)
振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三五〇号)
奥戸小学校(南好雄君紹介)(第一五三六〇号)
興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三七〇号)

中野沢小学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三六〇号)
岩坂小学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三七〇号)
大和川、中学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三八〇号)
蓮川小学校に、き地教育振興法の適用の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一五三九〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四〇〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四一〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四二〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四三〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四四〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四五〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四六〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四七〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四八〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五四九〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五〇〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五一〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五二〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五三〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五四〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五五〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五六〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五七〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五八〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五五九〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六〇〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六一〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六二〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六三〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六四〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六五〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六六〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六七〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六八〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五六九〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七〇〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七一〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七二〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七三〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七四〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七五〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七六〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七七〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七八〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五七九〇号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一五八〇〇号)

元地小学校に、き地教育振興法の適用の請願(永井勝次郎君紹介)(第一五四九〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五〇〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五一〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五二〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五三〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五四〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五五〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五六〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五七〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五八〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五五九〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六〇〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六一〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六二〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六三〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六四〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六五〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六六〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六七〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六八〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五六九〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七〇〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七一〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七二〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七三〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七四〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七五〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七六〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七七〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七八〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五七九〇号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一五八〇〇号)

南小学校に、き地教育振興法の適用の請願(永井勝次郎君紹介)(第一五八二〇号)
尺谷小学校に、き地教育振興法の適用の請願(永井勝次郎君紹介)(第一五八三〇号)
二俣小、中学校に、き地教育振興法の適用の請願(永井勝次郎君紹介)(第一五八四〇号)
育良小学校(南好雄君紹介)(第一五八五〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五八六〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五八七〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五八八〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五八九〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九〇〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九一〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九二〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九三〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九四〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九五〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九六〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九七〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九八〇号)
同(南好雄君紹介)(第一五九九〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇〇〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇一〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇二〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇三〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇四〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇五〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇六〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇七〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇八〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六〇九〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一〇〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一一〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一二〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一三〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一四〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一五〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一六〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一七〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一八〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六一九〇号)
同(南好雄君紹介)(第一六二〇〇号)

真室川小学校栗谷沢分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五七五号)
金山小学校杉山分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五七六号)
金山小学校三枝分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五七七号)
日新小学校柏木山分校及び休場分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五七八号)
漆川第四小学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五七九号)
漆川第四小学校南又分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八〇号)
富沢小学校柳田分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八一号)
月山沢小学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八二号)
田代小学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八三号)
豊田小学校曲川分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八四号)
真室川小学校三滝分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八五号)
白岩小、中学校幸生銅山分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八六号)
月山沢中学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八七号)

岩根沢小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(松澤雄蔵君紹介)(第一五八八号)
送稿小学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五八九号)
古口小学校蔵岡分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九〇号)
沼田小学校泉丘分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九一号)
新庄小学校飛田分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九二号)
長沢小学校大平分校及び幅分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九三号)
安楽城小学校差首鍋分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九四号)
漆川第三小学校古寺分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九五号)
大谷小学校大暮山分校外二箇分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九六号)
大蔵小学校藤田分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九七号)
上郷小学校杉山分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九八号)
漆川第五小学校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一五九九号)
月山沢小学校志津分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一六〇〇号)

升形小学校前波分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一六〇一号)
西五百川小学校大舟木分校にへき地教育振興法適用の請願(松澤雄蔵君紹介)(第一六〇二号)
川並小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(額綱彌三君紹介)(第一六〇三号)
三和小学校廿屋分校にへき地教育振興法適用の請願(額綱彌三君紹介)(第一六〇四号)
へき地教育振興法に基き分校並びに単級、複式学校教育振興に関する請願(保科善四郎君紹介)(第一六〇五号)
同(中村英男君紹介)(第一六〇六号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第一六〇七号)
同(西村力弥君紹介)(第一六〇八号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一六〇九号)
の審査を本委員会に付託された。

本校の会議に付した案件
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)(予)
日本学校給食会法案(内閣提出第九九号)
危険校舍改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)
公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出第一〇八号)
昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

学校教育に関する件
文化財に関する件
学術の研究に関する件
○佐藤委員長 ただいまより会議を開きます。
国立学校設置法の一部を改正する法律案及び学校教育に関する件外二件を議題とし、前会に引き続き質疑を続けます。小牧次生君。
○小牧委員 今回の予算を見ますと、産業教育振興法による内地留学費が全然出ておられないようであります。これは御承知の通り、従来政府の補助によりまして、毎年一県あたり五人であつたと思ひますが、全国にわたりまして内地留学をさせまして、先生方の再教育あるいはまたその力の向上をはかるために行われて参りました。各県におきましては非常にこの方法を喜びました、今日までその措置をとつて参りましたが、私は非常に効果があつたものと考えております。ところが金額はそう大して多くないのであります、が、今回予算にこれが計上されておらないという事は、きわめて遺憾に存するのであります。これに対する文部省の方々の考えをまずお伺い申し上げます。
○文部省委員 御説の通り、産業教育の内地留学生につきましては、従来各都道府県におきまして、昨年で申しますと大体一県五人ほど出して、一年間留学をしまして研究をするという事で、相当成果を上げて参つております。本年度の予算案におきましては、この内地留学のための旅費の關係が、実はこれは産業教育の補助金全般にわたりまして相当削減がございま

を心配いたすのであります。もしもこういふことがきまると、おそらく大多数の県において内地留學生を送るという事はなくなるのではないかと、こゝういふふうに私は考えるのであります。何も政府の補助がなければ、内地留學を取りやめるということがいいとは申しませんが、遺憾ながら今日の地方財政の關係では、そういうことになりがちであらうと思つてあります。従ひまして、若干でもそこに旅費の補助というものがあつたならば、これが誘ひ水となりまして、やはりそれぞれの県において、従来通りの内地留學の予算が計上される、こゝういふふうに私は考えるのであります。せつかく今までやつていただけておつたのでございまして、何とかしてこゝういふ方法、制度を、若干でも経費を計上して存続していただきたい、かように考えるわけでありまして、もう一度これに對しをお考へてお伺いしたいのであります。

○緒方政府委員 お説の点私もこもとも存する点が多いのでございまして、何といたしまして、このたびの予算全体の問題といたしまして、産業教育に關する補助金が、總額におきましても相当昨年度から見まして削減を見ましたので、その一環といたしまして、内地留學の実施につきましても、ただいま申しましたような点で削減を見なければなりません。この点は予算全体の編成の上から、やむを得なかつたものと考へております。ただ御趣旨のように、この制度は非常に私どもも有効なものであると考へておりますので、次年度以降におきましては、さらにまた予算の点で努力をいたしたいと存じます。三十年度の政府予

算案といたしましては、これは削減をしておりましたので、ただいま申しましたように各都道府県の方に連絡をいたしまして、都道府県の方からぜひ重点的に取り上げてやつてもらふように、連絡をしていけるような状態でありまして、私、今各都道府県がどういふうに對処されるかということ、具体的に、ちよつと申し上げるまでには至っておりませんが、できるだけ協力を願つて、予算を都道府県の方でつけてもらふようにさらに交渉いたしたい、かように思つております。

○小牧委員 中央に産業教育審議会というものがございまして、まず審議会の方ではどういふお考へであるか。それから予算の額でございまして、これは三、四百円の額で、きわめて少額であらうと思つてあります。非常に多くの教育予算の中で、このくらの額の操作はできないことはなからうと私は考えるのであります。もう一度その点をお伺いしたいと思つてあります。

○緒方政府委員 産業教育審議会におきましては、前々から内地留學につきましては熱心に研究をしておりました、この実施につきましては強い要望もあるわけでありまして、ただ繰り返して申し上げますならば、予算全体の編成の關係で半分落ちた、かような格好になつておるわけでありまして、ほかの高等学校の設備施設の補助につきましても、これは全体につきましていろいろとさらに努力をしなければならぬと思つてあります。産業教育振興のための全体の割り振りがいかにあつた、かように考へておる次第でござい

ざいます。今後は私もさらに努力をいたしていきたく存じております。○小牧委員 先ほどのお話では、今回の文部省の措置に對して、各都道府県に對していろいろ了解を求めて、できぬならばそれぞれの県でやつてもらいたい、こゝういふような御趣旨だと思つてあります。ところが先ほど申し上げました通り、何と申しまして大多数の府県が非常に財政の運営に困つておられますので、まず第一に政府の補助がなくなるといふ問題から先に、こゝういふものには手をつけて参るということになるのではないかと、このことを先ほど申し上げたのであります。が、そういつたことからして、今年には内地留學はほとんどの府県がこれをやらないといふことに相なつた場合に、文部省としてはどういふことをお考へになりますか。

○緒方政府委員 先ほど申し上げましたように、ただいま各府県の方とよく連絡をいたしておる段階でありまして、まだ私どれくらいの実施の状況になるかはつきりしたものをつかんでおりませんので、ちよつと申しかねますけれども、これは各府県とも相当有効であり、意義のあることだと考へておりますので、全部やめてしまふといふような事態には立ち至らないのじやないかと考へております。繰り返して申し上げますように、今後におきましては、今後と申しますのは、次年度以降におきまして、さらに私も努力をいたしたいと存じますけれども、本年度といたしましては、どうもやむを得なかつたといふことを申し上げまして、各都道府県の方にさらに折衝を進めまして、都道府県の方の経費で出しても

らうようにさらにお願いをいたして参りたい、かように考へております。○佐藤委員長 ただいま松村文部大臣が来られましたので、質疑はあとにして、博物館法の一部を改正する法律案、日本学校給食会法案、危険校舍改善促進臨時措置法案の一部を改正する法律案、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私學恩給財団の年金の特別措置に關する法律案の各案を一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。松村文部大臣。

博物館法の一部を改正する法律案 博物館法の一部を改正する法律案 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 附則(第二十九条)に改める。

第二条第一項中「日本赤十字社、」を削り、「又は宗教法人」を、「宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に改め、同条第二項中「日本赤十字社、」を削り、「又は宗教法人」を、「宗教法人又は前項の政令で定める法人」に改める。

第四条第五項を削り、同条第六項及び第七項をそれぞれ同条第五項及び第六項とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 學士の称号を有する者で、大學において文部省令で定める博物館に關する科目の単位を修得したもの

二 大學に二年以上在學し、前号の博物館に關する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の學力及び經驗を有する者と認めた者

ついで変更があつたとき、又は「に、
「変更」を「重要な変更」に改める。
第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する
事業を行う施設で、文部大臣が、
文部省令で定めるところにより、
博物館に相当する施設として指定
したものについては、第七条及び
第九条の規定を準用する。

附則第二項から第四項までを削
り、附則第五項中「第五条第二項」を
「第六条」に改め、同項を附則第二項
とし、附則第六項から第九項までを
削る。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行
する。

(経過規定)

2 改正前の博物館法(以下「旧法」
という。)第五条第一項第二号、第
四号又は第五号に該当する者は、
改正後の博物館法(以下「新法」と
いう。)第五条の規定にかかわら
ず、学芸員となる資格を有するも
のとする。

3 旧法附則第六項の規定により人
文科学学芸員又は自然科学学芸員
となる資格を有していた者は、新
法第五条の規定にかかわらず、こ
の法律の施行の日から起算して一
年間は、学芸員となる資格を有す
るものとする。

4 新法第五条第二号の学芸員補の
職には、旧法附則第四項に規定す
る学芸員補の職に相当する職又は
これと同等以上の職を含むものと

する。

日本学校給食会法案
日本学校給食会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員及び職員(第九条―第十四条)
- 第三章 評議員会(第十五条―第十七条)
- 第四章 業務(第十八条―第二十一条)
- 第五章 会計(第二十二条―第二十五条)
- 第六章 監督及び助成(第二十六条―第三十二条)
- 第七章 雑則(第三十三条)
- 第八章 罰則(第三十四条―第三十六条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 学校給食用物資を適正円滑
に供給し、あわせて学校給食の普
及充実にその健全な発達を図るこ
とを目的として、日本学校給食会
を設立する。

(法人格)

第二条 日本学校給食会(以下「給
食会」という。)は、法人とする。

(定義)

第三条 この法律において「学校給
食」とは、学校給食法(昭和二十
九年法律第六十号)第三条に規
定する学校給食をいう。

2 この法律において「学校給食用
物資」とは、学校給食の用に供す
る食品その他の物資で文部大臣の
指定するものをいう。

(事務所)

第四条 給食会は、主たる事務所を
東京都に置く。

2 給食会は、必要な地に従たる事
務所を置くことができる。

(定款)

第五条 給食会は、定款で次の各号
に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会及び評議員に関する事
項

六 業務及びその執行に関する事
項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 その他給食会の業務に関する
重要事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可
を受けなければならない。

(登記)

第六条 給食会は、政令で定めると
ころにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければ
ならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもつて第三者に対
抗することができない。

3 登記した事項は、登記所におい
て、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第七条 給食会でない者は、日本学
校給食会という名称又はこれに類
似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第
八十九号)第四十四条、第五十条
及び第五十四条の規定は、給食会
に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 給食会に役員として、理事
長一人、理事三人以上五人以内及
び監事二人を置く。

(役員の職務)

第十条 理事長は、給食会を代表
し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところに
より、給食会を代表し、理事長を
補佐して給食会の業務を掌理し、
理事長に事故があるときはその職
務を代理し、理事長が欠員のとき
はその職務を行う。

3 監事は、給食会の業務を監査す
る。

(役員の任命及び任期)

第十一条 役員は、給食会の目的を
達成するために必要な学識経験を
有する者のうちから、文部大臣が
任命する。

2 役員の任期は、二年とする。た
だし、補欠の役員の任期は、前任
者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ
る。

(代表権の制限)

第十二条 給食会と理事長又は理事
との利益が相反する事項について
は、これらの者は、代表権を有し
ない。この場合においては、監事
が給食会を代表する。

(兼職の禁止)

第十三条 理事長及び理事は、他の

職業に従事してはならない。ただ
し、文部大臣がこれらの役員とし
ての職務の執行に支障がないもの
と認めて許可した場合は、この限
りでない。

(役員及び職員地位)

第十四条 給食会の役員及び職員
は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)その他の罰則の適用につい
ては、法令により公務に従事する
職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十五条 給食会に評議員会を置
く。

2 評議員会は、十人以上十五人以
内の評議員で組織する。

(評議員の職務)

第十六条 次の各号に掲げる事項に
ついては、理事長において、あら
かじめ、評議員会の意見を聞かな
ければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の予算

四 重要な財産の処分又は重大な
義務の負担

五 訴訟又は訴願の提起及び和解

六 その他給食会の業務に関する
重要事項で、定款で定める事項

前項に規定する事項のほか、評
議員会は、理事長の諮問に応じ、
又は必要と認める事項について、
理事長に建議することができる。

(評議員の任命及び任期)

第十七条 評議員は給食会の業務の
適正な運営に必要な学識経験を有
する者のうちから、文部大臣が任
命する。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十八条 給食会は、第一条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務
- 二 学校給食の普及充実に関する業務

- 三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 給食会は、前項の業務の遂行に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けて、同項の業務に準ずる業務を行うことができる。

(学校給食用物資の供給の相手方の制限)

第十九条 給食会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十条 給食会が、学校給食用物資を学校給食用として売り渡す場合における売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

2 給食会は、前項の売渡価格について、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十一条 給食会は、業務方法書を定め、これに次の各号に掲げる

事項を記載しなければならない。

- 一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給の契約に関する事項
- 二 学校給食用物資の輸送、保管、加工等に関する事項
- 三 学校給食の普及充実に関する業務の実施方法に関する事項
- 四 その他給食会の業務の執行に關して必要な事項

2 給食会は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章 会計

(事業年度)

第二十二条 給食会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 給食会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画、予算及び決算)

第二十三条 給食会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 給食会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の財務諸表及び

決算報告書に、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

4 給食会は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、運搬なく同項の財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(借入金)

第二十四条 給食会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

(政令への委任)

第二十五条 前三条に規定するもののほか、業務上の余裕金の運用その他給食会の会計について必要な事項は、政令で定める。

第六章 監督及び助成

(監督)

第二十六条 給食会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第二十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、給食会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第二十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、給食会に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして給食会の事務所若しくは給食会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第二十九条 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。

- 一 この法律、この法律に基づく命令、第二十七条の規定に基づく文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
- 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
- 三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

(農林大臣の同意)

第三十条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものについて、第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十三条第一項(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得なければならない。

(農林大臣の権限)

第三十一条 農林大臣は、給食会に對して、隨時、その業務及び資産の状況に關し、報告をさせること

ができる。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、文部大臣に対して、第二十七条の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第三十二条 国は、予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができる。

第七章 雑則

(政令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 給食会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、給食会の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、給食会に対しても同項の刑を科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした給食会の役員を二万円以下の過料に処する。

- 一 この法律又はこの法律に基づく政令に違反して登記をすること
- 二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。
- 三 第二十三条第四項の規定に違反して、公告をすること

り、又は不実の公告をしたとき。

四 第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第三十六条 第七條の規定に違反して、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

(給食会の設立)

2 文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、給食会成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 文部大臣は、業務方法書又は事業計画に関して、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得なければならない。

7 第五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務

を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 給食会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(給食会の最初の事業年度)

10 給食会の最初の事業年度は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、昭和三十年十月一日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

11 財団法人日本学校給食会は、給食会設立の日に解散し、その権利義務は、給食会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12 前項の財団法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

13 給食会が第十一項の規定により財団法人日本学校給食会から不動産を承継した場合における当該不動産の所有権の取得の登記については登録税を、当該不動産の取得については不動産取得税を課さない。

(他の法律の一部改正)

14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「日本学校給食会」を加える。

給食会」を「私立学校教職員共済組合法」の下に「日本学校給食会法」を加える。

15 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノノ五 日本学校給食会ガ其ノ業務ニ關シテ発スル証書、帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「日本学校給食会」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第二項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び公立の義務教育諸学校」を「並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校」に、「義務教育の」を「これらの学校における教育の」に改める。

第二条第一項中「ろ、学校」を「學校」に、「の校舎」を「及び高等學校(学校教育法第一条に規定する高等學校並びに盲學校及び聾學校の高等部をいう)の校舎」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状にかんがみ、当該不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の校舎の建築に要する経費について、臨時に国が補助を行うこととし、もつて公立の小学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正常授業」とは、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業その他の不正常授業で、政令で定めるものをいう。

(国の補助)

第三条 国は、不正常授業を解消するため公立の小学校の校舎の建築(買取その他これに準ずる方法による校舎の取得を含む。以下同

じ)を行おうとする地方公共団体に對し、その経費の一部を補助することができる。

(補助率)

第四条 前條の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、不正常授業を解消するための校舎の建築に要する経費の三分の一以内とする。

附則

第五条 第三條の規定により国が補助を行うことができる建築の坪数は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に当該建築を行う年度の五月一日における当該学校の児童の数を乗じて得た坪数からその日における当該学校の校舎の保有坪数を控除して得た坪数とする。

(補助金の交付の取消、停止等)

第六条 文部大臣は、地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、当該地方公共団体に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

る。

一 正当な理由がなくて、補助に係る建築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 前各号のほか、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じよ

うとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(監督)

第七条 文部大臣は、不正常授業を解消するための校舎の建築に關し、この法律により国の補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該建築を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることが出来る。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対し、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることが出来る。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律

第一条 私立学校教職員共済組合が、私立学校教職員共済組合(昭

和二十八年法律第二百四十五号)附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより、支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金で、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、昭和三十年四月分以降、その年金額をその年金額にそれぞれ対応する別表の改定年金額に改定する。

第二条 前条に規定する年金は、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、同条の規定による年金額の改定により増加すべき額の全部について支給を停止する。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合の負担とし、その費用については、私立学校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項第三号の助成を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

改定前の年金額	改定年金額
一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一、二〇〇円	三〇、五〇〇円
一、四〇〇円	三一、〇〇〇円
一、六〇〇円	三一、五〇〇円
一、八〇〇円	三二、〇〇〇円
二、〇〇〇円	三二、五〇〇円

一三、二〇〇円	三三、〇〇〇円
一三、四〇〇円	三三、五〇〇円
一三、六〇〇円	三四、〇〇〇円
一三、八〇〇円	三四、五〇〇円
一四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
一四、二〇〇円	三五、五〇〇円
一四、四〇〇円	三六、〇〇〇円
一四、六〇〇円	三六、五〇〇円
一四、八〇〇円	三七、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	三七、五〇〇円

○松村国務大臣 ただいま議題に供せられました各案の提案理由を説明いたします。

第一に博物館法の一部を改正する法律案でございますが、この博物館法はわが国の博物館の健全な発展をはかる目的で、去る昭和二十六年十二月に制定され、翌二十七年三月から施行されたものであります。この法律の制定を契機として、博物館の建設と内容の整備は著しく促進され、特に専門職員である学芸員の資格を定めたことによつて、従来欠けていた博物館の教育活動は著しく充実されるとともに、博物館資料の活用によつて国民の実生活の向上にも大きな役割を果たしてきたのであります。

しかしながらさらに各種の博物館の振興をはかり、学芸員の充実を期するためには、その後の状況にかんがみ、現行法の一部を次のように改める必要が生じたのであります。すなわち、この法律案の改正の骨子は、従来の学芸員の資格付与講習を文部大臣の認定制度に改めることとあります。従来の講習は、学芸員の資格取得の道を開いたものであります。わが国の博物館の実情に應じ博物館職員の学芸員資格取得の便宜をはかり、学芸員の充実を一そう促進するため、文部大臣の認定制度に改めようとするものであります。なお、この改正に關連して、現行法を整備する必要から、その他二、三の点について所要の改正を行うものであります。博物館の振興をはかり、わが国の社会教育活動を助長するため、何とぞ十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案について、その提案の理由及び大要を御説明申し上げます。

私立学校教職員の福利厚生をはかるため、私立学校教職員共済組合法により、昭和二十九年一月一日に設立されました私立学校教職員共済組合は、旧財団法人私学恩給財団の権利義務を承継し、同財団の支給していた年金を支給すべき義務を負っているものであります。しかし同財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものの年金額は、加入期間十五年で一万二千元というきわめて低い額であります。これらの年金受給者は、わが国の学校教育の上において、多年にわたり大きな貢献をしてきた人々であります。この年金の額を増額することは、私立学校教職員共済組合法制定の際における「私立学校教職員共済組合は、私学恩給財団の既年金受給者に対して、本法案の施行後、なるべく

すみやかにその受給額の増額措置を考慮すること」という参議院の付帯決議の御趣旨に沿うものであり、かつこれら年金受給者の熱望にこたえるところでもありますので、政府はここに本法案の立案上程いたしました次第であります。

次に本法案の大要を御説明申し上げます。

第一は、私立学校教職員共済組合が支給義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについて、昭和三十年四月分以降、その年金額を一般の社会保険における年金額と均等を失しないよう、二倍半に増額することとしたものであります。

第二は、国家公務員共済組合法に基く共済組合の年金の若年停止の制度にない、年令満五十歳に達するまでは、その増額分について支給を停止することとしたものであります。

第三は、この年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合が負担するものとし、その費用は、私立学校振興会が助成するものとしたものです。なおその助成の方法等については文部大臣が定めることにいたしました。

以上がこの法律案を提案いたしました理由とその大要でございます。次に、日本学校給食法案について、その提案理由および大要を御説明申し上げます。

学校給食が、発育期における児童の心身の健全な発達に資する教育的効果は、まことに顕著なものであり、かつまたわが国現下の食糧事情に關連して、国民の食生活の改善を促進する具

体策といはしても、適正な学校給食の実施は、今や等閑視できない国民的要素であると信ずるのであります。

このような重要な意義を有する学校給食の実施に關する基本法とも申すべき学校給食法が昨年制定され、わが国の学校給食制度が一応法的に確立し、その安定を見ましたことは、まことに御同慶にたえない次第であります。

学校給食を適正確実に運営し、その効果を最も能率的にするためには、学校給食の用に供せられる莫大な量に上るところのいわゆる学校給食用物資を吟味選択し、さらにこれらの物資を現地の需要に応じて円滑迅速に供給して、学校給食の運営上支障なきを期さなければならぬのであります。ここに政府は、学校給食用物資の公正な全国的供給機關を特殊法人として法制化することが焦眉の施策であると考え、この法案を上程いたしました次第であります。

次に、この法案の概要を御説明いたします。

第一に、この法律により日本学校給食会を設立し、学校給食用物資の買入れ、売り渡しその他供給及び学校給食の普及充実に關する業務等を行うことを目的とする特殊法人といたしました。なお財団法人日本学校給食会は、この特殊法人の成立の日に解散し、その権利義務は、特殊法人日本学校給食会が承継することによりましております。

第二に、役員については、文部大臣が任命することによりまして、文部大臣が、この役員には、給食会の目的を達成するために、必要な知識と經驗を有する人を当てたいと考えております。

第三に、業務につきましては、前に述べましたように、給食会は、学校給食用物資の適正円滑な供給、学校給食の普及充実に關する業務等を行うものであります。給食会が学校給食用物資を供給する場合には、必ず文部大臣の指定する者に対して供給しなければならぬことによりましております。

なお、学校給食用物資の売り渡し価格については、その適正を期するたため、文部大臣が認可いたすことによりましております。

第四に、給食会に対する監督につきましては、文部大臣がこれを監督することとし、必要に応じて報告を求め、または事務所および学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、必要な検査を行い、もつてその適正な運営を期したいと思ひます。

また、学校給食用物資には、ミルク等農林省關係の物資も予想されますので、農林大臣も、給食会に対して随時報告を求め、または必要があるときは、文部大臣に監督上の命令を発することを求め、またこれらの物資の売り渡し価格の認可等については、農林大臣の同意を得ることとする等、農林大臣とも十分協力の上、給食会に対する監督をして参りたい所存であります。

第五に、この給食会に対しては、出資金の制度をとらず、事務費を補助することによりまして考えております。

次に公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

の児童数の増加は、全国的に見ますと、昭和二十九年年度及び三十年年度はそれぞれ前年度に比して約五十万人に上つております。さらにこのような自然増のほか、人口の都市集中に伴う児童の増加も著しく、そのため多くの小学校において二部授業や廊下、昇降口使用等の不正常授業が行われております。これら小学校の不正常授業を解消するため、政府は従来から単独起金を計上して小学校校舎の整備に努力して参りましたが、現在行われている小学校の不正常授業を解消するためには、戦災復旧等により解消できるものを除いて、現在約三千教室を整備しなければなりません。のみならず、小学校の児童数は増加の一途をたどり、また人口の都市集中の傾向により、都市における校舎不足は今後相当長期間継続するものと思はれる等の事情がありますので、これに伴う教室の整備もいたさなければなりません。もとより小学校の施設の建築に要する経費は、原則として設置者たる市町村が負担することになっておりますが、市町村の事業には中学校の整備や危険校舎の改築等の事業もあり、独力で不正常授業の解消をはかることは困難な実情にあります。以上の実情にかんがみ、従来の子算措置による小学校不正常授業解消の国庫補助をここに法制化して、不正常授業の定義、国庫補助の範囲等を規定し、もつて適正に小学校不正常授業の解消を促進したいと思ひます。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に法律案の概要を申し上げますと、第一に、この法律により国庫補助の対象となる不正常授業を定義して、二部授業その他校舎の不足による不正常な授業とし、詳細は、政令で規定することによりましております。第二は、国庫補助率であります。予算の範囲内で三分の一以内ということにいたしております。第三は、国が補助を行うことができる建築の坪数を、政令で定める児童一人当りの基準坪数までの不足坪数といたしております。そのほか、補助金交付の取り消し及び停止並びに指示、監督等所要の規定を設けております。

最後に危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

公立学校の危険校舎のうち改築を要するものは、現在小、中学校及び高等学校を合せて百数十万坪に上つております。学校施設の建築に要する経費は、原則としてその設置者が負担することになっておりますが、今日の地方財政の現状では、これらの危険校舎を独力で改築することはきわめて困難な実情にあります。そのため、第十六回特別国会において危険校舎改築促進臨時措置法が制定せられ、義務制学校の危険校舎の改築については臨時に国が補助を行うことになったのであります。

しかしながら、高等学校の危険校舎についても、その発生の原因は義務制学校の場合と同様の事情にあり、かつその主たる設置者である都道府県も財政が窮乏している実情でありますので、昭和三十年度から、公立の高等学校の危険校舎につきましても、その改築に要する三分の一以内を国庫より補助することとし、そのため今年度の予算案には義務制学校と合せて総額二十億円の計上されております。よつて危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正し、新たに補助対象として高等学校並びに盲学校及びろう学校の高等部を加えることとしたのであります。これが法律案を提出する理由であります。

なお、この法律案は、以上の理由に基き、現行法に所要の改正を加えることを内容とするものであります。

以上各法律案の概要を申し述べましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に補足説明を聴取いたします。寺中社会教育局長。

○寺中政府委員 ただいま文部大臣から博物館法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げましたが、私から多少これを補足いたしました改正要旨について御説明申し上げます。

この改正案の最も重要な点は従来の学芸員資格附与講習の制度を文部大臣の認定の制度に改めようとするのであります。

現行法におきましては、学芸員の資格取得の方法は、大学において博物館に關する科目を修得する方法と文部大臣が大学に委嘱して行う講習を受講する方法との二つの方法がありますが、後者の講習は、法附則第六項の暫定資格者等に対する資格取得の道を用いた措置でありまして、昭和二十七年から昭和二十九年まで開催いたしました講習において暫定資格者四百七十四名のうち、二百八十二名が学芸員資格

を取得した結果、一般の水準も向上し講習の目的も一応達成されたと認められ、かつ一時的な長期にわたる講習は、今後においては博物館の現状から考えまして適当な制度であるとは考えられないのであります。

一方、学芸員の養成の本拠である大学の実情を申し上げますと、現在、博物館に関する科目を設置している大学は、東京大学、京都大学、大阪市立大学、立教大学、早稲田大学及び同志社大学のわずか六大学でありまして、今日までに約三十四名の学芸員資格取得者を出しているにすぎず、大学のみに大きな期待をかけることもできない現状であります。

従つて従来の講習にかわる制度といひまして、資格取得の便宜をはかり、学芸員を一層充実するため、認定の制度に改める必要が生じたのであります。この認定制度の内容につきましては、目下研究中であります。その概要は、試験認定と無試験認定とについて規定する予定であります。試験認定は従来の博物館科目の試験及び経験年数等を総合評価して行い、無試験認定の方は、博物館に関する十分な学識経験を有する者について行うことを考慮いたしております。

なお、今回の改正において従来の人文科学学芸員及び自然科学学芸員の別を廃止いたしました。これは学芸員の職名を細分化することが、地方博物館の総合的な性格からいたしまして、実情に適応しない点が多く、関係者の要望に応じて統一したものであります。

以上がこの改正案の主要な点であります。その他現行規定を整備する必要

要から二、三の所要の改正を行いたいと思ひます。すなわち、現行法に博物館の設置主体として「日本赤十字社」があげられておりますのを、日本赤十字社以外の特殊法人が設置主体となるべき場合を予想いたしまして政令で定める法人と改め、日本放送協会等が博物館を設置する場合にこれを政令で明らかにしようと考えております。

と、それから博物館の登録事項の変更届出の規定を簡易にいたしまして、博物館当業者の便宜をはかったこと、現行法で博物館に相当する施設に関することを附則に掲げておりましたのを本則に規定いたして、文部大臣が指定する博物館相当施設を法による博物館同様に助長いたしたいと考えております。こと、経過規定を置いて法の改正により現在の博物館行政に支障がないように考えたことなどでありまして、御賛成下さるようお願い申し上げます。

以上申し述べましたことが、この法律案の改正の要点であります。何とぞ十分御審議下さいまして、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次小林管理局長。○小林政府委員 ただいま上程になりました日本学校給食会法案について、補足して、その大要を御説明申し上げます。

日本学校給食会は、第一条の目的に明らかでありますように、学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実とその健全な発達をはかり、もつて学校教育の一環として実施される学校給食の目的の達成に寄与せんとする特殊法人であります。本法案は、この日本学校給食会の設立、組織、業務及びその運営、給食会に対する監督及び国の助成等に関して

必要な事項を規定することを内容とするものであります。以下、本法案における主要事項について、御説明申し上げます。

第一に、給食会の供給する学校給食用物資とは、学校給食の用に供する食品等であり、文部大臣の指定するものをいひ、現在その主たるものは乾燥脱脂ミルクであります。給食会が取り扱うミルクの量は、年間を通じて莫大な数量に及んでおります。給食会は、これらの学校給食用物資を、政府の計画に従つて買入れ、営利の目的を介入することなく適正な売渡価格を定めて、全国的に公正円滑な供給業務を行うとともに、さらに政府の施策に協力して学校給食の普及充実に関する業務等も行うことになつております。これが特殊法人の主たる事業であります。

第二に、給食会は、第九条の規定により、役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人を置くことといたしております。

これらの役員は、給食会の業務運営の責任を負う機関であります。役員は、第十一条の規定により、給食会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することとなつております。

第十三条の規定により、役員としてその職務の執行に支障がないものと文部大臣が認めて許可した場合は、他の職業に従事することができず、また第十四条の規定により給食会の役員及び職員は、特に、この法人の性質上刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことといたしております。

第三に、給食会の業務の適正な運営をはかるために諮問機関として、評議員会を設けております。評議員会は、第十五条及び第十六条の規定により明らかなように、十人以上十五人以内の評議員で組織され、定款及び業務方法書の変更、毎事業年度の予算、重要な財産の処分または重大な義務の負担、訴訟または訴訟の提起及び和解その他給食会の業務に関する重要事項で定款で定める事項について、理事長の諮問に依り、または必要と認める事項について建議することを主たる任務とするものであります。

評議員は、第十七条の規定により給食会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することになつており、その任期は役員と同様に二年となつております。

第四に、給食会の供給する学校給食用物資の売渡先とその売渡価格の規制に関する規定であります。給食会が行う学校給食用物資の供給は、第十九条の規定により、文部大臣が指定する者以外の方に供給してはならないことになつており、かつその売渡価格についても第二十條の規定により文部大臣の認可を必要とするものといたしております。

これらには要するに学校給食用物資が適正かつ効果的に利用され、学校給食法第二条に規定する教育目標の実現を促進するとともに、児童の保護者が負担する給食費を極力軽減せしめようとする趣旨にはかならないのであります。第五に、定款及び業務方法書の変更、予算及び決算については、文部大

臣の認可又は承認を受けることを要するものといたしております。また給食会は、第六章の規定により、文部大臣が監督するものでありまして、文部大臣は給食会に対して監督上必要な命令をなし、報告を徴し、また所属職員をして立入検査をさせることができるのであります。しかしながら、学校給食用物資のうちには、農林省に關係のあるものも予想されますので、文部大臣と農林大臣が協議して定めるものに関しては、その売渡価格、業務方法書または事業計画の認可をする場合には農林大臣の同意を得なければならぬことになつております。

なお、第三十一条においては、農林大臣は給食会に対して、随時その業務及び資産の状況に關し、報告を徴し、また文部大臣に対して第二十七條の規定に基き監督上の命令を発することを求まることができるとも規定してあります。

給食会の助成に關しては、第三十二条の規定により国は予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができるともなつております。これらの監督及び助成に關する諸規定は給食会の業務の特殊性及び公益性に基くものであります。

第六に、給食会の設立に關する事務は、附則第二項以下に規定してありますように、文部大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしております。設立委員は、それにふさわしい学識経験者のうちから任命されるわけでありまして。

第七に、財団法人日本学校給食会は、給食会成立の日に解散し、その權利義務は給食会がこれを承継すること

にいたしております。

最後に、この法律の施行期日は、準備のための期限も必要があり、昭和三十年十月一日といたしております。

次に公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案について補足説明をいたします。

本法律案の目的は、第一条に規定する通り、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状に堪がみ、その不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の建築に要する経費について国が補助を行い、もつて小学校における教育の円滑な実施を確保しようとするものであります。第二条は、この法律により国庫補助の対象となることができる不正常授業を定義し、「二部授業その他の不正常な授業で政令で定めるもの」といたしておりますが、政令において二部授業のほか廊下、昇降口や講堂等の間仕切り授業、教室に児童を詰め込むいわゆる圧縮授業あるいは仮校舎使用等について具体的に規定したいと考えております。第三条及び第四条は、国の補助及び補助率を規定し、小学校の不正常授業の解消するため小学校の校舎を建築または買収しようとする地方公共団体に對して、国は予算の範囲内で、それによする経費の三分の一以内を補助することができるといたしております。第五条は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に建築を行う年度の五月一日現在のその学校の児童数を乗じた坪数からその学校の校舎の保有坪数を控除した坪数を国庫補助の対象とすることといたしておりますが、この児童一人当りの基準坪数は、政令において

て〇・七坪と規定する予定であります。

ただし、保有坪数のうちに倉庫や廊下等学校教育上二次的な部分の坪数が多いため児童の教室に使用することができ部分があつて少い場合やその他特別の事由がある場合は、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪として算定することができるようになしたいと考えております。第六条は補助金の交付の取消、停止等に関する規定であります。文部大臣が地方公共団体に對して補助金を交付する場合に對して、正当な理由がなくて補助にかゝる建築の全部または一部を行わなかつたとき、また補助金を補助の目的以外に使用したとき等は、当該地方公共団体に對して、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、または停止し、その補助金の全部もしくは一部を返還させることができることにいたしております。第七条は監督に関する規定であります。文部大臣は、国の補助金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該建築を適正に実施させるために必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、または必要な指示をすることができるとするとともに、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして文部大臣の権限を行わせることができることにいたしております。第八条は政令への委任でありまして、補助金の交付の手續等を政令へ譲つております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○佐藤委員長 引き続き松村國務大臣及び政府当局に質疑を行います。小牧次生君。

○小牧委員 先ほど内地留学の問題につきまして、いろいろ御質問申し上げたのでありますが、時間がかりますので、この辺でこの問題についての質問は打ち切りますけれども、来年度においてはぜひとも考慮したいというようなお話であつたかと思ひます。できるならば先ほど申し上げました通り、ぜひとも今回これを實現してもらいたいと思ひます。どうか一つそういう点について今後とも御善処をお願い申し上げます。

それから教育予算に関する交付税の問題につきまして、若干お伺い申し上げます。これは全般的に申し上げますと非常に大きな問題で、長くなりまして、簡単に伺ひ申し上げます。高等学校の単位費用の問題であります。今回の教育予算を編成されるに當りまして、その中の高等学校に關する交付税の単位費用、これをいかなる根拠において編成されたか、まず最初にこれをお伺い申し上げます。

○小牧委員 御承知の通り今日までの各都道府県の全国的な実績を調べてみますと、大よそ基準財政需要額とこれに對する基準財政の支出と申しますか、これを比較いたしますと、大体支出総額の七割あるいは少し上回るかわかりませんが、それ以上の額しか交付されておらないということが、私は実績から見ると言えると思ひます。従いまして、その足らざるところは、三割ないし二割七、八分、あるいは三割以上に上ることもあるのではな

いか、かように考えますが、このような大きな割合の人員費の持ち出しをやつておる。そしてこれによつてようやく高等学校の運営をやつて、まかなつてきておるのが今日の実情であらうと思ひます。従いまして各都道府県がそれぞれ教育予算を編成いたしました場合に、常にこういう点について他の方面からいふような圧迫が加へられまして、思うような予算の編成ができな。こういうことからして今日の高等学校教育、高等学校の運営は非常に困難な立場に立たされておる。これが現在の実情であらうと私は考へるのがあります。今日高等学校教育の振興が強く提唱されております場合に、政府のこういうた高等学校教育に對する予算措置がその必要額の七割ないし七割に満たない単位費用の基礎をもつて交付されておるといふことは、とうてい今後の重要な高等学校教育の振興推進はむずかしい、かように私は考へるのがあります。また高等学校の算定の基礎の中には文部省で定められました乙号基準というのがある。この乙号基準に基いて教職員の配

置がなされておる県は、私はそう多くはないのではないか、ほとんど大多数の県が乙号基準を下回つた内容をもつて配置されておる、かように考へるのであります。文部省自身乙号基準を示して、そうして高等学校教育の基準というものを指示したようにあります。今日、今申し上げましたような交付税の単位費用、この根本的な問題を解決していかない限り、この停滞せる高等学校教育の推進はむずかしい、私はかように結論をつけたのであります。いろいろ国家財政の立場から、自治庁あるいは大蔵省との折衝の過程において困難な面が多々あつたらうと考へるのであります。何と申しましたも教育を主管する文部省の責任において、この問題を解決していかなければならぬ、かように私は考へるのであります。この点について御見解をお伺ひいたします。

○緒方政府委員 高等学校の乙号基準の実施につきまして、私も従来努力を続けておるわけでありまして、なかなか一挙に参らなない情勢でございます。昨年度におきまして、実は先ほど申しました単位費用の算定基礎になりまして、一校だけふやしたのであります。本年度も一校だけ算定基礎におきましてはふえておりますが、これは内部操作でございますので、単位費用の面に現れておりません。さういいたしまして一歩々々近づける努力はいたしておるわけでございますけれども、まだ十分に参つておらぬ点は今御指摘の通りでございます。なお今後とも努力をいたしたいと思つております。なお、地方財政計画並びに基準財政

需要額、収入額、それにさらにその不足額の財源としまして、国から交付いたします交付税の仕組み、こういうものは自治体の所管でありますので、私から申し上げることは誤りがあるといけませんので省略いたしますけれども、ただ建前が御承知の通りでございますので、交付税基準財政需要額で百パーセントこれをまかなうということには相なっておりますけれども、御承知のように基準財政収入額におきましては、税収の八〇%を見ておる。あとの二〇%は一般の自由財源として保留してあるわけでありまして、そこから純県費として持ち出されておる。これは制度の仕組みがそうなっておりますのでございまして、その点は御案内の通りであります。さらに先ほど御指摘の高等学校の乙号基準に近づけるための努力は、今後とも継続していきたいと思っております。

○小牧委員 高等学校の問題につきましては、今申し上げた通りであります。あるが、もとより県立でございます。あるいは町村立の経営でございます。経営者側におきまして、あるいは多少批判がないわけでもないと考えます。最近高等学校の数もふえて参りました。その合理化、あるいはその他経営者自体においてもいろいろ批判検討が行われて、自主的な合理化の態度が押し進められておるようでありまして、しかしながら先ほど来申します通り、地方自治体の力だけをもってしては、この解決はなかなか困難な点が多々あると思うのであります。こういふ点につきましては、もともと文部省におかれましては、その実体を

ついでに調べていただきまして、そうして地方自治体の経営に欠陥があるならば、これを取り上げて正し、また今申し上げました通り、政府の方の乙号基準を基礎とする交付税の単位費の引き上げの問題、こういう問題等につきまして、今後大いに努力していただきまして、両者相ままして、今日の高等学校教育の振興に邁進していただきたいということを強く御要望申し上げます。

それからもう一つは、義務教育費の問題であります。御承知の通り、児童が七十七万人以上もふえるということがいわれておるのであります。これに對して、文部省はこれに伴うところの教職員の増加の数、これをいかなる基礎において、どの数を把握されて編成されたか、まずこの点をお伺い申し上げます。

○緒方政府委員 義務教育の生徒、児童の増加に伴います教員増の算定であります。これは政令府県の方では、政令基準で定数がきまつております。省略いたします。一般府県につきましては、約七十七万人の生徒、児童の増加に伴って学級数がどういふふうになるかという学級数の増の推定をいたしまして、その一学級当り小学校におきましては十二分の十三、中学校におきましては九分の十三、この係数を乗じました教員数の増加数を見まして、予算を編成いたしておるのであります。

○小牧委員 その基礎によつて算定されてふえる教職員の数を幾らと把握されておられますか。

○緒方政府委員 合計いたしました一万二千五百名とみなしておきます。これは小、中学校の教員、はかに五百

一名の盲聾学校がございまして、それを加えた数でございます。

○小牧委員 そういった数字の中に、たとえば結核の教職員、養護教員あるいはまた事務職員、さらにまた今いろいろ問題にされております産休の補助教員の問題など、こういった問題がその中にどの程度含まれて編成されたかお伺い申し上げます。

○緒方政府委員 結核休職あるいは産休補助教員につきましては、政令府県におきましては、定数の算定基準が御承知の方式でございまして、つまり小学校、中学校、これは一学級当りの定数は違いますが、学級数にその定数をかけまして、これを加えたものに對しまして、三%というものを結核休職あるいは産休補助教員といったものを加えて、三%を加えて教員の定数の算定をすることになっております。従いまして政令府県におきましては明確であります。それから政令該府県が経費を負担いたしまして、都道府県が経費を負担いたしまして、それに対して国庫負担金は実績の二分の一を負担をしてくという建前でありまして、でありますので、一般府県に對しましては、この組込み方は、これは先ほど申しましたけれども、実績主義でありますので、三十年年度の予算としましては、二十九年年度における実人員をまず押えまして、これに増加数を加えて、先ほど申しましたような推定で増加数を推計いたしまして、そうしてその合計を教員数とみて、三十年年度の教員数というふうな推定をいたしまして、予算を組んでおるわけでありまして、従いまして

て算定の中に、はつきり政令府県のようないことは相なっておりません。しかし二十九年の実人員を押えておるから、二十九年年度で出ました結核休職あるいは産休の補助教員が地方で置かれておれば、これは十分見てやる。それに対しては二分の一の国庫負担金は十分見られるようにいたしておるわけでありまして、従来もさうな取扱いで参っております。ただ新しくふえます教員につきましては、すぐに結核休職とかそのほかのことは見ておらぬわけでは

○小牧委員 今いろいろ御答弁がございましたが、全体で七十七万人の児童がふえるということについて、昨年の五月一日現在でございまして、それを基礎にした実績をもつて算定されたということでございますが、今申し上げましたような問題が多少含まれておたり、または含まれていなかったり、いろいろその内容はあるわけでございます。私どもの考えるところでは、実質上その内容は切り上げられてくるのではないかと、これを非常に憂慮をいたすのであります。こういった問題は、それぞれの県によりまして、少しずつ事情が違うかと思ひますが、今回御承知の通り、地方財政再建促進特別措置法案といったものが出来まして、かりにこういったものが実施されるといふことになりました場合には、再建団体におきましては、今申し上げました結核教職員あるいは養護教員あるいは産休補助の問題あるいはまた事務職員、こういった問題等にまずしわ寄せが行われて参りまして、さらにまたその実質上の切り下げが深刻に行われて参るのではないかと

ことを、私は非常に心配をいたしておりますのであります。と申しますのは、今日までの実績を見ますと、なるほど表面は昇給、昇格あるいは手当、いろいろなされるようになっておるのであります。が、実際には昇給がストップされておるところもございまして、また旅費や手当も削減されて、PTAや先生方自身、自分の自腹を切つて出張をするというふうな県が多々あると私は聞いておるのであります。こういった実情から考えてみますと、今回の七十七万人に對する教職員の数の増加ということとは低きに失するのではないかと、少くともまだ四、五千名の教職員の増といふことを考えなければ、とうてい今日の困難な教育行政は推進できないといふことを私は強く感ずるのであります。これに對して御見解を承りたいのであります。

○緒方政府委員 地方財政が逼迫しておるのは御承知の通りでありまして、現在の建前が、先ほど申しましたように、義務教育の教職員の給与が府県の負担になっておまして、従いましてこれはどうしても地方財政の状況に影響されることは避け得ないことだろうと考えております。従いまして根本的な解決は、やはり地方財政の再建、健全化であらうと考えます。ただ国といたしましては、地方で負担をいたしました給与費の実額の二分の一は国庫で負担をしてくという制度でございまして、これに欠けることのないよう万全の努力をしなければならぬと考えております。そこで本年度予算に計上しております教員増の一万二千五百名で十分であるかどうかというお話でございますが、私どもは従来の実

えております。それでそのためにできるだけの努力をいたしておるのでございますが、事は閣議の際のことでございますから、閣議の内容をここで申し上げることはいかがかと存じますけれども、私といたしましては、最善の努力をいたして参り、今後もそういうふうにいたしたいというふうに考えておるのでございます。さよう御了承を願います。

（聖慮多員）陽辭に属することには申上げにくいというお言葉ではありますけれども、しかし当文教委員会は、事教育の問題については、單に法律が出てから云々するといふだけのロボット委員会ではないのであります。大臣御承知の通りであります。従つて私はこの問題についてもう二、三お尋ねをいたしたのでございますが、大臣の、

ではないという御見解はわかったのでありますけれども、一体それに関連して、地方公務員に対する権限を持つておるところの自治庁は、どういう見解を今日お持ちであるのか、この点について承わりたい。

○松村国務大臣　それはやはり教員も加えた定年制をしきたいと考えておら

○**野原委員**　そこでお尋ねをいたしますが、地方公務員の定年制実施という話し合いをいたしておる、こういうことでございます。

原案を、自治庁としてはこの国会に出したい、こういうような積極的な意図

が示されておるのかどうか、お尋ねいたします。

○松村国務大臣 それは積極的に示されていると思いますが、教員を除外した定年制というもので自治庁でやりになるかならぬかは、ちょっと今のところ私わからないのでございますが……

○野原委員 どうもただいまの答弁では、はっきりしないのでございますが、私の知る限りでは、教員をも含めた地方公務員に定年制を実施したいというのが、自治庁の主張であつて、教員だけは除外してもらいたいというのが文部当局の見解である。そういうことで実は意見の対立を見ておるんだと聞いておるのであります。そこでお尋ねをいたしますが、自治庁は一体どういう形態の法律でもって、この地方公務員の定年制を実施しようという考えでいておるのか。地方公務員法によるだらうとは思いますが、この点どうなつておりますか。

○松村国務大臣 教員を除外するという前提のもとで話が協議で進んでおりますから、それを法的にどう現わすかは、私は詳しくは知らずに、それで解決するものと思つていたのであります。従いましてそれについての説明は事務の方から……。それでは緒方君の方から説明をいたします。

○緒方政府委員 大臣のお話のように、調整の段階でありますので、まだはっきりしたことは申し上げかねるところであります。地方公務員法の改正、こういうふうな考へております。

○野原委員 大臣を決して信用しないわけではございませんが、大臣に重ねてお伺いします。教員の定年制はそれ

では実施はされない。教員の定年制実施を除外した法案が出るのであつて、教員に関しては定年制は実施はされないんだ、このように私も安心して受け取つて差しつかへございませんか。

○松村国務大臣 まだ確かにきまらないうちに、相手方の感情を刺激するような言葉は、責任者として避けたらと思ひますが、私は、ぜひ教員を除外するように最善の努力をいたしたい、と申し上げることでお許しを願ひたいと思ひます。

○野原委員 私が、このようなことをくどく申し上げますのは、一応文部当局は筋を通していつでも反対するんです。よろしゅうございませうか——私は過去のことをここでくどくは申しませんが、一応は反対をなさるけれども、地方行政、地方財政に関する限り、いつでも自治庁から押しまくられておる。だから大臣としては、おれは反対なんだ、閣議で主張したけれどもだめになつてしまつたのだ。こういうようなことでこの定年制の問題が持ち出されては、私も納得できない。そこでどうか一つがんばつていただいて、もし最悪の場合は教育公務員特例法の改正という手もあると思うのです。これは教育公務員の特例でいきま

すとは何らかの措置がとれるはずでございますから、自治庁のこういう全く教育を解しない横暴なやり方に対しては、どうか一つ御賢明な松村大臣が先頭に立つて爆砕されるように私は要望をいたす次第であります。

そこでせつかくでありますから重大な問題についても一つお尋ねをしたのでございますが、これは大臣も御承知のように、昭和二十九年の一月一

日から実施されました教育界に相当大きな反響を呼んだ教員の給与に関する法律があるのであります。これはいわゆる三本建と呼ばれておるのでございますが、簡単に申し上げますと教員の給与について学歴、資格、経験年数が同一でありましても、高等学校に勤務する場合とそれから中学校、小学校の義務制の学校に勤務する場合においては給与に差等を設けておるのであります。例を申し上げますと、東京大学の文学部を卒業され、中学校に十年奉職をしておる精励格勤の方があります。ところが同じ東大の文学部を出た方が高等学校に十年奉職しておるという場合に、給与に差等を設けるような法律が昨年の正月一日から実施されておるのであります。このことが義務制の学校側といたしましても、あるいは高等学校の全く良心的な先生方の中においても、これは大きな問題だといつて、特に全国の中学校長会議、全国の小学校長会議は会議を開くたびに毎年毎年の問題について議論が沸騰いたしまして、満場一致で委員会へも決議を持ち込み、最近も陳情に来ておるのであります。松村大臣としては、一体この三本建は妥当であるというお考えを持たれておるのであるか、不合理はないというお考えを持つていらつしやるのか、一つ率直に簡明なる御答弁がいただきたい。

○松村国務大臣 あの問題はいろいろめんどろな問題でありますのは御承知の通りであります。そこで私は今あの三本建を直ちに元へ返すというところは考へておりません。しかしながら今お話のような、大学を出てりつぱに高等学校の教授となるべき人が小学校にいてやつてくれている、こういう人であるなら、その資格なり能力なりについては十分認めていかななくてはならないだらうと思ひます。この間も中学校長の大会に私参りましてその話も承わりました。陳情のあり方も主として今お話のような点にあつたようでございますから、これらのことはできるだけそういう形において不正を除きたいというつもりでおるわけでございます。

○野原委員 直ちに全面的に三本建を元へ返すという意思は持たないけれども、しかし何らかの形で再検討をして義務制の教育に大きな影響を与えておるといふことが事実であるとするならば、これは当然再検討しなければならぬ問題でございます。だからそういう御意思が大臣におありである、このように受け取つてよろしゅうございませうか。

○松村国務大臣 それは、そのうちで閑歴、勤務の状況等をしんしゃくいたしまして、高等学校の教授と劣らぬ実績を持つ方にはさようにいたすのが順当であらうと考へて、そのために努力をいたしたいと思ひます。

○野原委員 私はただいまの答弁にはなお不満を覚えます。一般職の職員の給与に関する法律というのが御承知のようでございます。その法律によれば、教員の給与の場合にも、たとえば職務が複雑か簡単か、困難であるかどうか、それから責任の度合いはどうか、勤務の程度はどうか、あるいは勤務時間その他各般の勤務条件を考慮して給与というものが規定されるということが法律の精神であります。そうなりますと、学歴は同じ、それから勤務年数も一緒である、こう考へたときに

果して中学校は高等学校よりもその職務が簡単なのかどうか。生徒は、義務制の学校でございましてから、各般のいろいろな子供が入つておりますので、教育上非常にむずかしい。高等学校はある程度選抜された子供供であります。しかも義務教育の仕上げてございまして、いろいろなことを考へた場合に、私もこの三本建といふものには全面的に再検討を加えて、そして小中高の人事の交流で、どこに行つても安心して義務制の教育にも大学を出たりつぱな方が精魂を打ち込めるような素地を早急に作るべきであるという見解を私は持つております。しかしながらこれは自由党と民主党の方々が昨年の国会において強引に会期を延長してまで通した法律でもあります。それから、松村個人はいさ知らず、鳩山内閣の文部大臣としてこの簡単な答弁がで

きないといふのはごもつともであるとは思ひますけれども、しかし大臣が一步進めて、なお成績の優秀な者については考慮してやろうという中学校長会の決議をお認めくださったのだいまの御答弁には、私はある意味で敬意を表したいと思ふのであります。

もう一点質問いたしまして他の同僚議員もおられますから私は終ります。それは何回も蒸し返しますが、修学旅行の問題で私は一つ聞きたいことがある。この研究協議会が発足しておるのでございますが、何を一体研究協議していらつしやるのか、これを一つはつきりお示し願ひたい。

○松村国務大臣 昨日からやつておりますが、これは緒方君の方からお答えを申し上げます。

○緒方政府委員 当委員会でもいろいろ

になつております。雑誌につきましては四級扱いでありまして、これは等差の方の多い方が安いわけであります。この貨車扱いのは全体の数から見まして七二%を占めております。そこでエロ話雑誌よりも高いじゃないかというお話の点は、これは客便車で送る場合がさうよになつておるわけであります。ただしかし教科書は客便車で送るといふ場合は割合に少いのでありまして、全体の三%ぐらいであります。これは二十九年度の実績でありますけれども三%ぐらいであります。七二%程度が貨車便であり、そのほか自動車等で送つておるようなことでありますので、そ

の点は御参考までにつけ加えて申し上げます。

○野原委員 私はこの紫雲丸の団体客として扱わなかつたという点、この点について文部当局がまだ思いをいたしていないということをはなはだ遺憾に思ふのです。これは早急に一つ調査を願いたい。というのはどういふことかと言ふと、こういう団体の学童、生徒

を一般客の中に入れておる。一隣客と一緒にごじゃごじゃに入れておる。どんなに先生が目ごころから団体訓練をしておつても、いざという場合にこういうことではその措置がとれないのです。ところがこれは国鉄に言わせると——きょうは国鉄当局者が出てきていないのではなはだ後悔しておるのですが、おそらく三百名以下であるからそうするんだ、こう言うかも知れません。が、今日の国鉄はこの修学旅行の大切な日本の子供たちを何か荷物よりも軽視しておる傾向がある。私は省線電車に乗つても、あるに汽車に乗つてもよく旅行の団体等と出つくわすの

であります、実に気の毒だ。ああいう状態のもとで、幾ら学習活動の一環だからと言ったって、修学旅行はほんとうにみじめな状態で続けられておるのが今日の実情であります。従つてどうかそういうことがないように、せつかく国鉄の代表者を入れた協議会はこの点についても掘り下げて討議をしてもらわなければならぬと思うのであります。貧困家庭の問題、交通税の問題、団体扱いの問題、人間並みの旅行を、ほんとうに教育的な修学旅行が得るような措置、こういうことを協議会としてはぜひ取り上げていただくように、大臣に御要望申し上げます。

最後に、研究協議会の何らかの成案ができましたならば、大臣は当委員会に早急に、こういうことになったという、報告ということじゃないでしょうか、私も一つお漏らし下さるわけにいかぬものでございましょうか、大臣の御意思を承わりたい。

○松村国務大臣 それはまだなにをしない先に皆さんにお目にかけて、御意見を徴することいたします。

○並木委員 私は大臣にスポーツ局のことについて伺いたいです。先般川崎厚生大臣が他の委員会、スポーツ局を設けたいという言明をしておられます。私は、前からぜひこういうスポーツ局というものが文部省の中にできたらいというのを念願しておった者の一人であります。できれば外局があるいは独立したスポーツ省というふうなものにまでいけば、なおかつこうだと思つておつたのですが、そういう見地からスポーツ局の設置にもろ手を挙げて賛成いたします。ただ

それを厚生省の中へ設けることが妥当かどうか。文部省の中へ設けるのがほんとうではないかと思うのであります。が、ああいう発言を大臣がする以上は、当然文部大臣の方とも協議が行われておつたと思ひます。従つて文部大臣はどういうふうにお考えになつておられますか。これでもいいという承諾を与えられたのですか。

○松村国務大臣 あの発言には、事前にはお話を承わっておりません。従つてそういう局をどこに置くかどうかという点についても、これはいろいろあるながあると思う。大体スポーツなどというものを局を設けて統制するといふような考え方は、私は実はあまりとらない。戦後私が厚生大臣になつて一番初めには、スポーツというものはもうおれの方じゃ管理しないから、勝手にやつて下さいといったようなことがありまして、今もそういう考えを捨てていないのであります。従つてスポーツをやるためにいろいろの施設をやるとかいうことで局が要るとかなんとかいうことなら別ですけれども、スポーツを管理するような局は、私は不必要であると考えている。しかしこれは決して川崎君と対立して申すわけじゃございせん。川崎君の申しましたのも、川崎君の思ひつきで申したことで、まだ政府の方針がきまつたわけじゃなからう。今私の申すのも私の思ひつきを申し上げる程度と御了承を願ひます。

○並木委員 あまりこの点を聞くと閣内の不統一を与党から暴露することになりますから、手かげんをいたしますが、私はどうしてもスポーツ局は文部省の方が適当じゃないかと思ひますから、その点だけは答弁をお願いしたい。

○松村国務大臣 もしも将来作ることがありましたらば、これは文部省の方がしかるべきだと考えておりますけれども、今はまだそういう細張り争いをするまでに具体化してないことを御承知願ひます。

○並木委員 それだけわかればよろしうございませう。

次に、日教組と自衛隊の問題なんです。これは前にも日教組の大会でこの問題を出して、自衛隊に志願するのは望ましくないという決議をしたのですけれども、ついでこの間の大会でもまた決議をしております。もういいかげんでわかりそうなものだと思うのですけれども、再びこの問題が取り上げられたことは、私は残念に思ひます。これは私も自衛隊というものの存在を認めておるという立場からではなくて、教員の組合の決議として妥当でない、こういう見解なんです。いやしくも職業というものは、憲法で保障された自由選択権のあるものであつて、小学校、中学校を卒業してから、どこへ志願しようと、学校の先生は個人的にアドヴァイスをすることはあつても、集団的に決議をしないでいいのじゃないか、そういう見地から、私は申しているのです。人身売買とか何とかいうなら当然違法であり、妥当にあらざるものでありますから、そういうものに反対の決議は当然であるけれども、学校を出てからこういう職業へつくことは好ましくないといふことは、むしろ自由な立場にあるべき教員の決議としては、人権を拘束するやうな感じを与える。そういう見地から私は

は好ましくないと思うのですけれども、この際大臣の見解を披瀝しておいていただきたいと思ひます。

○松村国務大臣 実は私本年はそういう決議があつたかどうか知りません。いづれよく調べてみて、その上に措置をいたしたいと思ひます。

○並木委員 もしあつたとしたらどういふふうにお感じになりますか。

○松村国務大臣 それがもしも組合の権限を逸脱したしておりますならば、文部省といたしまして措置をいたします。逸脱したしておりますならば、これはおのおの組合の意見でありますから、いかようにもできぬと思ひます。

○並木委員 ただいま私が申した点についてはいかがでしょうか。つまり職業にまで干渉することが、はたして妥当かどうか。

○松村国務大臣 それは一応正確に決議文を見てから御返事を申すことにいたしました方が適當だと思ひます。

○並木委員 濃縮ウランの研究の管轄の問題であります。この間からだんだん検討を進めて参りますと、今度アメリカから受け入れられることになるかもしれない濃縮ウランは、ほんとうに研究の段階にすぎないものであつて、もしこれを電力その他の発電に利用する場合には、あらためて別個の協定をアメリカと日本の政府の間で結ばなければならぬといふことが内容になつております。私も直ちにこれが利用されて電力に発展するものと思つておりましたから、それならば通産省の管轄でも差しつかえなからう、こういうことで今まではおつたのであります。しかし多くの学者の参考人の意見

などを聞いてみますと、やはり學術研究の一環としてありたいという要望が多いのであります。先般原子核の研究所は、文部省の管轄に決定されて今着建設されつつありますが、その一環として濃縮ウランの研究も文部省の方で関係学者を網羅してやられたらいかかと思ひますのであります。文部大臣は当然このことを今まで研究されたと思ひますので、見解を承わりたい。

○松村国務大臣 これは研究という線は文部省、それを応用するところは通産省その他といふことで、大体所管をきめておるわけでございませう。今アメリカと交渉中でございますが、その内容が全く研究用であるならば、当然こちらの方である。これが応用の部分が多いならば通産省の方へいくかもしれせんけれども、お話の通りに研究のものとするならば、これは私の方へ属するものと思ひますのでございまして、今のところまだ決定をいたしておりません。もう少し事態が進行するに従つて話合ひをいたしたいと思つております。

○並木委員 その点ぜひ検討していただきたい。私も一生懸命検討してきましたところ、二種類の炉がありまして、今度の濃縮ウランに關係ある炉は、研究の範圍を出ないやうです。將來これを応用または利用に持つていつて、発電用その他の動力に使う場合には別の炉を作つてあらためて協定をいたす、そこまではやはり文部省の管轄だと思ひます。またその方が良心的な深い研究ができるのではないか、そういう見解から申し上げておりますので、その点は一つ検討をお願いいたします。

○佐藤委員長 平田ヒデ君。

○平田委員 文部大臣にお伺いいたしたいのですが、新生活運動についてでございますが、これはこの前から三宅委員、それから小林委員からも御質問ございましたので、大体お考えは承わつておるのでございますけれども、最近また特に新生活運動は婦人に関する面が多いので、婦人団体の方から一体どういう考えだろうかというふうなことを私よく聞かれるのでございまして。それで五千万円を計上されていられることなれども、この数字がどこから生れてきたかというところをお伺いいたしたいのでございます。

○松村國務大臣 五千万円という数字は、五千万円では事業活動には十分でないであらうと思つておりますが、ことしはさしあたりそれでやります。足らないところはぜひ必要がありましたが、予備金支出でも願つたらどうか、こういうふうな考えをどういふふうに使ふかという問題でございますが、それは先般もこちらで申し上げた御説明申した通りに、政府から天下った形の運動とはしない、全く民間の大きな国民運動たることを期待するといふ意味でありますから、いすれ新生活運動の本部ができましたらば、そこでいろいろのプランを立てていただきますましてそれに助成をする、こういう形式をとりたいと思つてございまして。そこで今日の事態は、まだ予算が通つておりませんので、何から何ですが、ただ内々各党派の方へこういう趣旨であるからどうか超党派的に御賛同をお願いしたいということを申し上げ

ておりまして、自由党の方へも、それから両社会党の方へもお願いをいたしておるわけでありまして。どちらからでもまだよろしいという御返事はありませんけれども、大体異存がないというふうな個人的の話を承わつておりますので、予算が衆議院でも通りましたらば各党の間のお話をお願いいたしたいと思つておりますが、今までの経過はその程度でございまして。

○平田委員 その本部のメンバーはどういうふうになさるおつもりですか。

○松村國務大臣 本部のメンバーは、今私の方では予定をいたしておりましたが、各党の代表者の間で寄つていただいての構想、それからそれによつて作られる呼びかけの委員会の結果によつてきまることと思つておりますが、今のところは詳しいことはきめておりません。ただ何しよところでは教育界、宗教界、経済、言論、それから婦人というふうな各層の有識者と申しますか、代表者というふうな方々にお願ひをしてその組織をお願いする、こういうつもりでおります。今日すでに生活運動をやつておる団体もいろいろ数多くございまして、これらをみなその中に包含はいたしますけれども、これらの方と個々の話し合いを政府としてはいたさない、まゝまつて話をしていたらいい、こういうつもりでやつておるわけでありまして。

○平田委員 この本部の委員会、協議会と申しますか、代表者の集まりでございまして、これがただ協議会とか、今までございまして、たまたま推進委員会とかいったような集まりだけで、その人たちの話の合ひでございまして、ほかの予算から比べますと五千万円という額は決して多い額ではございませんけれども、少くとも私も国民の血税でございまして、これが委員会あるいは協議会、そういう形に持つていかれる、末端の方までつとて会を持たれるというふうなことになる、案を出せ、出せというふうなことになる、ただ単にこれが集金費として使用されて、消えてなくなつてしまふという傾向がございまして。五千万円が空に浮いた雲のようにな、あれよあれよと見ている間にどこかへ行つてなくなつてしまふというふうな傾向、これはあらゆる場合に私はあるのではないかと思つております。私は末端でそういう会合によく出ておりました、文部省の社会教育局長さんなんかも伺いたしたのでございまして、それと、たとえば青少年教育推進協議会というものが開かれておりますが、それが中央で一つやる、それから地方に持つていく、そして今度は各市町村の方に持つていきまして、ある場合には千五百円しか今ないのだといつて、そして千五百円ばかりではどうにもならぬから結局予算をほかのものに使われておる形でございまして。私はこれはどうしても一つか二つにしばつてしまつて、そして持つていかに生かすような方向に持つていかないと、何べん繰り返しても同じことになるのではなかつたかと思つて。冠婚葬祭の問題、これもいふぶん強く取り上げられておりますけれども、一応形だけ結婚式を三百円でやつた、ところが今になって、私のうちではあれだけの食費があるといふので今度は三百万円もかけて別のところでこつそりと披露したといふような事例もございまして。こんな生活改善

ではどうにも仕方がないのでございまして、どうしても具体策をあげなければならぬと私は思つております。この間三宅委員が学校給食の問題で案を申し上げたやうで、大臣は大へん御賛成でいらしたやうに思ひますけれども、もう少ししたやうに思ひますけれども、時に実行するやうな方向に持つていかれないものかと思ひます。大臣のお考えとしては上から働きかけたのではおもしろくない、どこまでも自主的な意欲が盛り上つてくるということが望ましいとおっしゃいます、このお考えは私は大へん賛成でございまして、けれども、よいことであつたら上からも下からも下からとおっしゃいますけれども、どうでございましょうかしら。

○松村國務大臣 お話の通りでございまして、下手にやりますと全国に一種のお祭騒ぎのようなことで、国の経費で集會や何やらをやるということになつてはもう大へんでありますので、ぜひそういうことのないやうに期待をいたしたい、それでそういう本部ができましたときの問題でございまして、大体何もかにも一時にそういう生活の改善といふことをやるものか、それともそのうちの重大なるものをこしはやるというふうに取り上げてやりますものか、それらにも相當に研究の余地があると思ひます。それらのことについて今私の方の社会教育局でも——具体的にそのものはまだできておりません、いろいろ考へてはおりますけれども、こちらから出すことは先刻申したやうなわけで、そういう団体を作つてからのことと思つてまだまとめたものにはいたしておりませんが、御趣旨のやうに

できるだけ話し合つていきたいと思います。

○平田委員 私それにつきまして一つ案を持つておるのでございまして。これは人口問題の解決にもなるのじゃないかと思ひますけれども、この予算でもって工場に働いてる人たちに、いわゆる家族計画として受胎調節の方に使つていただけないか、そう思ひます。これはただ案だけではなく、実際に生活改善するといつても、これは冠婚葬祭のような場合には実行力が必要なものでございまして、この実行力に對してのお金が必要というところは別でございまして。この受胎調節については実際に費用がかかります。私は中絶といふことは不賛成でございまして、どこまでも妊娠をしない、そうしますと、最低で一回十円かかる勘定になるわけでございまして。これと一緒に調節の仕方を——これは厚生省の關係もございまして、これは厚生省の關係もございまして、非常に關係があるのでございまして、すけれども、ついでに道徳教育もこの中に入れて並行していきまふと、これは大へん不健全なことになつてしまふ。これはどうしてこの二つを並べていって、そしてほんとに健全な姿でもつてこの調節を行なつていっていただけないか。調節のことについては技術的にこれはお医者さんなり保健婦さんなりがやつて下さいますけれども、社会教育局長さんにおいでになつておりますから、道徳的な裏づけについて御案がございまして、同位いたしたいと思います。

○松村國務大臣 それらもやはり新生活運動の中へ取り入れて考えらるべき

ことと思ひます。今お話のようなことは十分に御研究下さいまして、それらの場合に徹底しておやりになる、これはぜひ必要だと思ふのであります。しかしこれは地方によつて非常な差が出てくると思ふのです。現にそういう思想の普及したところと普及せぬところとの差が相当に出てきております。し、そうしてまたあまり徹底し過ぎて困るし、そこに調整ということも必要であります。これはもちろんこの新生活運動の一部をなして日本の将来の社会の根本を規正するということは当然のことと考えております。

○寺中政府委員 受胎調節運動を大きく展開するということになりまふ場合には、お話のように道徳教育ということも十分並行してやる必要があると考えております。

○佐藤委員長 ちよつと文部大臣に新生活運動のことについてお尋ねするのですが、昨日二、三の婦人団体の方から陳情がありまして、どうも新生活運動の五千万円の金を、すでにある婦人団体の方へ渡してしまつたんじゃないか、これじゃせつかく松村文部大臣が言われてもだめなんだと、こういうふうな陳情がございました。私どもの方はまだ予算が通過してないし、まさかそういうことはないだろうと言ひましたけれども、その代表として私の方へ婦人団体の方がおいでになりましたから、これはうわさの程度だと思ひますけれども、そういう誤解があるのではないかと思ひますけれども、そういう点について大臣のお考えをちよつとお漏らし願ひたいと思ひます。

○松村国務大臣 今のお尋ねでございますが、絶対に何らの約束とか、それか

らそういう話を受けるとかということとは絶対にいたしておりません。この点だけは責任を持って申し上げておきます。

○平田委員 どうも女の立場ですから一生懸命になつて申し上げたいのですけれども、ある工場でもつて百五十名の調査をいたしたのでございますが、受胎調節を希望しておるものがそのうち八五%でございます。そうして実際に実行しておるものが六五%、こんな数字になつております。そうしてこれについてでございますけれども、やはり結局は費用の点が問題になつておるようでございます。なかなか工員というものは生活がぎりぎり一ぱいのようでございます。私はその点を考慮していただきたいとお願ひを申し上げたいのであります。

それから道徳教育の面についてでございますが、これは親たちが子供にいろいろなこういう問題について困つておる場合があるのでございます。住宅が狭かつたり、それでこれと関連してなんでもございますけれども、ただしつけの面で非常に困つておるというのが百人のうち五〇%でございます。食べものは今は大分出て参りましたけれども、こういう面についても私は局長さんお考え願ひたいと思つております。純潔は個人にもあります。夫婦の間にもある、政治にもある、どこにでも純潔というものはあるのでございまして、こういう点を私は十分に強調していただきたいと、そう希望いたしましたして質問を終らしていただきます。

○寺中政府委員 御意見の通り十分その点を考慮いたしまして、そういう問題に対処していききたいと思ひます。

○佐藤委員長 最後に国立学校設置法の一部を改正する法律案についての質疑を行います。米田吉盛君。

○米田委員 お伺ひいたしますが、今度出されました各大学の学部、学科の増設は大学令が改正せられた当初から多少懸案になつておつたものを、大体御解決になつたのではないかと思ふのでございますが、さらに将来こういうような学部、学科の増設というようなことが、今の段階で相当案件がお見込みになりますかどうか、この点ちよつとお伺ひいたしたい。

○稲田政府委員 大体文部省といたしましては、先般来申し上げておりますように、大学の拡張という点よりは充実ということを考えるべき時期に到達したと思つております。ただ絶対にないかというような点につきましては、今後いろいろ學術の進歩等もございまして、あるいは戦争中転換いたしましたものの元にかえるという問題もございまして、あるいは一つのものが増えるといふたような懸案等も多少ございしますけれども、大体において拡張というようなことは今後あまりないだろうと考えております。

○松村国務大臣 これは私の大体の考え方を申し上げておきますが、大学の増設をこの上やつたらとても内容の整備などは思ひも寄らぬ状態にあることはこれは御存じの通りであります。学校を無制限に伸ばすということとは、これはもう日本の国力においてとてもやり得ないことだと私は考えております。大学の上に大学院あり、大学の下の短期大学あり、ずつとこれらのものを無制限にやつていきますれば、これはとても間口だけ広くなりますが、内

容というものは整理はできません。従いまして、私は何か特殊のうちの特殊のことがあつて、やむを得ない場合は別であります。原則としては絶対にどうも大学はこの程度にとめておくべきであると固く信ずるものであります。そしてそれらの金がありましたならば、これは内容の整備の方へ全力を尽してやるべきであらう、こういうふう

に考えているのであります。実は私も非常に困つておりますのは、師範学校を二つ合せて一つの教育大学を作る。それがやつぱり二つ合せたものがうまくいかない。それでこれを分離しようというものが全国に七つもあつた。そして文教委員会の御決議で、しかも一致の御決議で、これを分けて、こう書いてある。ところがそれをそのままやりますならば、四、五十億圓くらいの金が一時に要するわけでありまして、それだけの金を出して、また大学を七つもよけい作る。こういうことであつたら、それがほんとうに日本の文教に資するの金という点から見ますと、それだけの金を内容の充実に使ひましたならば、非常な効果が上る。こういうわけでございます。今、このところ直ちにあの七つの大学の分離を、それはけつこうです、やりましようと思ひ上げかねております。実情は、こういうところにあるわけでございます。もう少しゆとりが出てきますれば、そういうことは考えられますけれども、こういう窮迫した状態のときにはどういふものか、こういうふうなことを、これらもまた躊躇しておるようなわけでありまして、もちろんそういうことができるようになります。やりますことは当然であります。まあそんなような事態で

あるとお考え願ひたいと思ひます。

○米田委員 大臣の御説明もつともだと思ひますが、基本的に考えますと、今度学部、学科を増設せられ、あるいは県立からの移管をせられたという案件についてだけでも、かなりな私は予算の増加を伴うだろうと思ふ。今はともかくといたしまして、われわれが知つてゐる限りにおいて、まことに貧弱な施設のものがあるからと、移管されておる。これを相当水準の大学に良心的に文部省がおやりになるためには、かなりな予算がさらにこれに加えられる。全国的に見て、貧乏の子だくさん式に、中途半端の施設の国立学校がすくぶる日本は多い。先生は少い、施設は悪い、それで金がないんだから、金がないんだからと言つて、口頭律のように実は過しておられるわけでありまして、そこへ持つてきて、今のようなかの理由はもちろんなある、私が知つておる理由はありませんが、一々理由を取り上げておつたら今大臣の説明せられたような師範学校なんかの問題もどんどん出てくるだろうと思ひます。そこで私は大臣の基本的なお考えは当然だと思ひます。これに関連して大学制度を二十四年に變更いたしましたときに、各府県でかなり多額の寄付をするという申込みをして、それで各府県にたくさん国立大学を設置したやに聞いておりますが、多分それは事実だろうと思ひますが、これらの寄付を出しますという県で、申し込んだだけの寄付をほんとうに出してあるかどうか。途中で消えてしまつて、場合によつては、下手をすると時効にかかる時期になつておる。向うは出さないのだから仕方ないのだという格好

で、文部省の方でもとれないのだというようにお考えに授けておられるのではないかとこの話も聞いておられるのでありますが、こういう点、私は相当多額にあると思います。それについて当時の寄付申込書もありましたから、そういう点についての御調査が今ありましたら承りたい。ずいぶん陳情に来たわけでありまして、おれの方は三億出す、おれの方は五億出す、それだから国立学校をどんどん作ったわけでありまして。作つたが金は県で出さぬ、こういう実態ではないかと思ひます。この御調査の資料がありましたら承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 おおよそ国立学校設置以来、各府県あるいはその他地元町村その他団体等と約束をいたしまして、大体寄付を受けました額が三十億足らずと伺つております。さらになお年次のにまだ継続中のものが大体の額といたしまして十七億くらい。そのうち約十一億くらいは入つておる。しかしこれはお話のように焦げついてしまったとか、あるいは約束違ひというわけではなくて、学校と地方と話し合ひの年次のなものと伺つております。さらに新しい合併その他におきまして、やはり六億くらい、これは将来の年次の計画、これは今お話のありましたように、府県立学校を合併いたしました場合に、施設の伴わないものを引き受けて、こちらでそれを負担いたしますという点になると、既往のこちらの計画に阻害を来しますので、合併の場合には今後何年間を期して地方から寄付を受ける、こういう新しい約束をいたしております。そういう次第でございますので、私どもの方から非常に

進んで寄付を受け入れたいという気持ちもございませぬけれども、既往の約束分につきましては、大体支障なく完了するよう状況でもあり、またそのように将来心がけたいと思つております。

○佐藤委員長 辻原弘市君。

○辻原委員 設置法の問題について大臣に三點伺ひたい。第一點は、今も御意見がありましたように、設置法が出されるたびにいろいろ私ども戸惑ひするのです。一体文部省は大学設置に關してまた大学の強化についてどういうような具体的な方法、方針をとられようと思つておられるのか、その点についてはつきり承つたこともありませんが、当時大臣就任早々でありまして、一応抽象的なお話を承つたのでありますけれども、具体的な事柄について承つたことがございませぬし、また今提案されている新しい学部の新設、あるいは短期大学の国立への移管等にも、若干私どもとしては考えさせられる点もあつたので、この機会に承つておきたいと思ひます。

ただ漢と申し上げたのでは、お答えいただくのも非常に御不便かと思ひますので、こういう点についてお考えをいただいておりますかどうか承りたいと思ひます。と申しますのは、新制大学が足りましたように、ただいまもお話がございましたように、その内容の充実に至つてはまことに遅々として進まない。そういう点から各大学の一枚だけを充実していくという考え方はなくして、でき得べくんば、その新制大学等をブロック式に分けて、そのブロックの中で、それぞれ各学部の統合、整理、分合、こういった形のものをおとりな

さつていただければ、相当強化した学部の充実、大学の本格的な充実というものがある。大学の本格的な充実というものは私が行われるのじやないかと思ひます。そういう点について検討せられておるかどうか。新制大学の予算を増額しろと申したところで、いろいろ国費の關係もあつて、そう一気にはいかないことは万々承知いたしております。ところがそういう点から、大学が貧乏子だくさんでは困るから廃止しろという極論も出て参りますので、何かの方法を講じなければならぬ段階だと思ふ。従つてその一方法として、そういうようなブロックの中で、各学部を強化していくという具体的な方法を検討せられておるかどうか。検討せられておらなければ、それについて一つ、二の点を申し上げてみたいと思ひます。

○松村国務大臣 それではその点を申し上げますが、私はぜひお話通りにする。ただいま御指摘のような点は、將來大学の内容を充実する場合におきましても、その地域といふかなり広い視野において考えて参りたいと思つております。

○辻原委員 大体私の申し上げたことに、大臣も、それから局長も御異論がないようでありますので、一つ具体的に申し上げたいと思ひます。確かに今お話のように、学芸大学、それから夜の間の短期大学、これは膨大な数でありますけれども、これらについて最近の傾向から見ると、経済学部の新設について、これは相當地元の協力も得られる。ところがそれに反して人文科学その他の關係については比較的輕視をされていくような傾向にあると私は考えるので

いうことにきめたのだけを今度で整理をいたしたものであつて、このあとはこれで原則としてはもうやらないという私の考えのもとに、これまでのものを一応清算したというところでございまして、今そのあとの整理については私としては持ちませんが、しかし当局としてはいろいろの研究もあつたし、それから、大学局長から何かお話がありましたら……。

○稲田政府委員 大学を充実する場合に、ただいまお話のような方向で考えておる点が幾つかございまして。たとえば御承知のように学芸大学でありますけれども、各学芸大学の各部に、それそれ音楽とか体育とかを充実いたしましたよりは、多少広範囲な地域を考えまして、こういう特殊教科の課程を増強しておるといふことは御承知の通りであります。また夜間短期大学を置きまして、地域々々を考慮して、また産業の種類を考慮して置いて参つておる。ただいま御指摘のような点は、將來大学の内容を充実する場合におきましても、その地域といふかなり広い視野において考えて参りたいと思つております。

○辻原委員 大臣の申し上げたことに、大臣も、それから局長も御異論がないようでありますので、一つ具体的に申し上げたいと思ひます。確かに今お話のように、学芸大学、それから夜の間の短期大学、これは膨大な数でありますけれども、これらについて最近の傾向から見ると、経済学部の新設について、これは相當地元の協力も得られる。ところがそれに反して人文科学その他の關係については比較的輕視をされていくような傾向にあると私は考えるので

す。従つてそういう点も相當広範囲にいろいろセレクトしてやるならば、そこにブロックの中で充実した一つの学部が持たれるというところは理の當然であります。同時にそれと同じような問題で、たとえば旧高等学校時代からそのまま移行したような形のものが相當残つておるといふことも、これまた事実、それがよくいわれるいわゆる新制大学、大学とは名のつくものの、その教科内容なり施設あるいは教授のスタッフの面から見て、旧態依然として何らその域から脱していないのじやないかという非難の起る一原因をなしていると思ひます。たとえば文理学部、これは聞くところによりまして、大体全国で十三くらいこの学部を持つておるようでありまして、いわゆる文科と理科、全く系統の違ふこの学部を両方がちやちやと合せてやつておるといふ形態の大学が今なお十三ある。あるいは誤まつておれば御訂正願ひたいと思ひますが、私はそう記憶いたしております。これはたとえは東信越を例にとりまして、静岡にもこの文理学部がある。それから松本にも同じように文理学部がある。ところがこれを総合交流をして考えるならば、いわゆる理理学部と法経学部との關係に切り離していつて、どちらかに理理学部を設ける、あるいはそのいずれか一方に法経学部を設けるというふうなやり方も可能であると思ふ。これは私は必ずしも大学の意見に賛成するかどうかは別として、ただ一例を申し上げるのでありますが、そういう式のやり方をやつていって、少くとも文科、理科をこつちやまぜにして、旧高等学校時代のよう

なやり方をやつておる点からはずし

ていくということも大学強化の一つの方法ではなからうか、こういう点について一つ検討を加えていただきたいというところをこの機会に申し上げておきますが、今の具体的事例について局長はどう考えられるか。

○福田政府委員 文理学部は新しい大学の試みでありますので、すでに相当批判もあり、また地方の要求もあつて、われわれといたしましては専門家とともに考究いたして参つてきております。その措置につきまして、大学の他に配せられる学部との関係でそれぞれ異なるべきであらうと思うのであります。たとえば御存じのように神戸の大学におきましては、すでに文理学部を文学部と理学部に分離いたしました。あるいは富山の大学におきましては、地元の要望に従つて文理学部から経済学部を他出したしております。今御審議を願つております法律におきましては、弘前あるいは佐賀においては文理学部から、やはり地方の要望に即して農学部を他出しております。こういうように文理学部については地方の要望、他の学部の配置等から将来相当考慮しなければならぬと思つております。しかしあらゆる大学に文理的な要素を全部払拭し去ることができるとは申し得ずと、御承知のように、一般教育として三十六単位与えなければなりませんので、どうせ理学的の教員、文科的の教員、これは教員養成としても必要でございますから、そういう意味において、全く理科要素のない、あるいはまた文科要素のない、かたわな総合大学というものは考えにくい、これは御了承いただきたいと思います。

○辻原委員 時間がありませんので詳しくは申し上げませんが、文理学部の問題は申し上げませんが、全部総合大学から分離して一つの傾向にしてしまふけれども、文理学部それ自体の性格が非常にあいまいで、与えられる称号にしても、社会学士などということも、法律上その規定はされてあるものの、実際の大学の姿からいふと、これは再検討を要すべき問題だと考えるのであります。

その問題はそれだけにいたしましたし、次にこれは大臣に一つ御決意を促したいのでありますが、それは大臣も就任早々の一つの方針として、特に科学の振興ということを強調されました。そうして科学振興費というものを相当大幅に獲得すべく御努力なされた跡も私どもは拝聴いたしまして、敬意を表しておるのでありますけれども、しかし私はそれとまことにけつこう、ぜひやつていただきたい。いわゆる科学研究費を獲得して、それぞれ民間の科学者なり研究団体に補助育成をしていくということも非常に必要なことである。だが、これは文部当局として、本来科学を専攻し、その科学の進歩を日夜やろうとしておるのはどこかといへば、これは大学にはかならずでありますから、従つてその大学の中のいわゆる科学振興をやつていくためには、何となく切実に感ぜられておるの、何といつてもそれぞれいわゆる研究に當つておるところの教授に対する研究費の問題だと思ひます。ところがその研究費は、遺憾ながら私の知るところでは昨年より若干少いというふうには私は考えております。そういうことでは、どうして大学の教授にこれ以上

の研究をしてしつかりおやりなさいということが言えるかということ、この際大臣に再認識をしていただきまして、これについての方法を今後どういうふうにして是正されるかということ、を承つておきたいのであります。

さらにその問題について、去年でありましたが、個々の教授に対する講座研究費は、これは誤まつていたらこれまた御訂正願ひたいのですが、旧制大学についてはある程度十分に考えておるのでありますけれども、新制大学の面については、何ら考慮されてない。だからそういう面にも私は何か欠陥があるということ、この際指摘いたします。同時に、講座研究費は、個々の教授に直接参りますけれども、俗にいわれる研究費といふのは、一般には何か教授個人に与えられるように考えられておるけれども、実質はそうでない。最近の電気料金その他の値上げですべてに研究費の大半がふつ飛んでしまふというふうな、こういう実に全くみづみづしい傾向、これでは、大学において學術研究をより深めてやつていきなさいといふことをわれわれが慫慂することではできない。これは大きな国の責任であるといふことを私は痛感します。

さらに教授その他が研究のために出張するところの出張旅費であります。この出張旅費は、ただ汽車に乗るための費用、旅館に宿泊するための費用であるとは私は考えていない。少くとも大学においては旅費といふのは、研究費と同じ概念を与えてもよいかと思ひます。あるいは今日も行われておるとするならば、これはゆゆしい問題である。所管大臣である松村大臣に、この機会に、大学の研究費その他研究費に類するものがいかに貧弱であるかということをよく腹の中に納めていただいて、国務大臣としてこの昭和三十年度の予算の行く行く末々まで十分見届けてもらいたいといふことをお願いを申し上げ、さらに大臣の御決意と、私が申し上げましたそういう点について十分配慮していただけたかどうか、この点を承つておきたいと思ひます。これで私の質問は終わります。

○松村国務大臣 ちよつとお答えをいたしますが、実はその問題は、大学の内容整備の最大重要な点であらうと思ふのであります。庁費が、普通の官庁の庁費と比較いたしますと非常に低い。今ほかの方が二万円もするときに、その二割にも及ばぬというのが現在の状態でありまして、大学の講座に於いての研究などということには非常に支障があり、ある意味から言つたら不可能であるとも言ひ得る状態です。それをどうかこうかやっておりますのは、七、八億から十億に及ぶ科学振興費、これは學術奨励審議会に分けるわけでありまして、それで補つておるといふ、実に窮乏状態でありまして、科学振興費をせつかく取つておきながら、それをきわめて零細化せざるを得ないのが今日の状態でござります。それで、それに相当する庁費をふやして、科学の研究費をその上に若干小分しない重点的に使うことができたなら、ほんとうに科学の振興などは今よりもずっと成績が上がると思ひますが、今日はそれができないというのが現実の状態であります。これは私ばかりではございません、皆さんのお力を借りまして、ぜひ庁費を増して、研究がある程度やつていけるようにしていただかなくちやならない。私もそういう意味において努力はいたしたいと思ひます。旅行費のことについては、初めて承りますので、よく研究をいたします。

○野原委員 国立学校の設置法について重要な段階に來たように思ひますので、一つお尋ねをしておきます。それは夜間大学でありまして、この前文部省から出されました「夜間授業の学科を置く短期大学一覽」これによりまして国立の数が十九、公立が十一、これに対して私立は六十八あるようでありまして、私は勤勞青少年のために国の費用で夜間の大学を置くということが緊要なことではないかと思ふのでござります。大臣はこの点についてどういうお考えでございましょうか、承りた

い。

○松村国務大臣 これは将来のことを考えますとそういう必要もあるかと存じます。現に東京大学に夜間制をやれという陳情も受けております。しかしながらいろいろの設備その他等にもならみ合せてみませんと、たとえば東京大

学の例で言えば、東京大学の設備の中でやれることならばこれは経費の問題に減じますが、それをやるとなるとその設備を必ず要求をいたしまして、事はそうなるかと容易ではありませぬから、今のところ慎重に考えて研究をいたしておるといふようなところでありま。

○野原委員 予算の問題でしんどので、ちよつとかうかと手出しができませんが、一体大臣は夜間大学が少いとお考えになりませんか。国立の夜間大学が少い、これではいけない、こういうお考えはお持ちでございせんか。

○松村國務大臣 国立の夜間大学は今夜間の短期大学があります。ここへまた普通の夜間大学を設けるといふようなことになりますと、だんだん大学の種類がふえて、そうして金がかかりまして、容易ならぬことになりますので、必要は十分認めますが、これを實現化するのには相当の用意をしてからならなくちゃならないといふようなふうに考へるのであります。

○野原委員 私は特に大きな都市、たとえば東京、大阪、あるいは五大都市といふような大都市には夜間の大学の必要が非常にありと見ておる。御承知のように定時制の高等学校、夜学の高等学校を卒業する子供がたくさんおるのであります。今はつきりここに教を申し上げることができませんが、ほとんどの公立の高等学校が夜学の高等学校を設置しておる。高等学校すら夜行く子供が、大学に昼行けるわけはない。こういう子供はどうしても大学も夜学を選ぶといふことになるのに、夜

間の大学が、大阪に例をとってみますと、きわめて少い。私立の大学もごくわずかあるだけなのであります。そこで過日大学学術局長に対して、せめて大阪の外大にでも夜学部を設置して下さいという陳情が参つておつたはずなんです、これに対して局長は大体内諾の意向を表明しておつたように私は聞いておる。地元の方では、そのためならば金も集めようじゃないかといふことで、学校当局も了解して、予算の上では数百万円あれば本年発足ができるというので、今年定時制の高等学校を卒業する諸君は非常に希望を持っておつたところが、選挙が終つて四月かそこらになつて突如としてこれを設置しない、こういうようなことになつておることは局長御承知の通りなんです。私もはできるところにはやはり置いてもらいたい。受け入れ態勢も十分あるのでございまして、予算はごくわずかであります。そういうところには、夜学の短大でもよろしゅうございまして、から、設置するといふ御努力を一体今後ともなさるのか、なさらぬのか。ことしのようなことを毎年お繰り返しになるのか、ならぬのか、これを一つ局長から承つておきたい。

○稲田政府委員 お話の点は、昨年の夏でありましたか、文部省議をもつて決定した予算に計上いたして大蔵省に要求いたしました。しかし不成立となつて今日に至つたわけでありま。将来これについてどう考へるかという点につきましては、先ほど来大臣のお話もありますので、大学の充実に他緊急な他の諸案件と見合いながら考へすべき問題であると思つております。

○野原委員 夜学の大学設置は十分一

つ考へていただきたいのです。以上要望いたしておきます。

○平田委員 ただいまのと関連しての質問でございませうけれども、たとえば東京大学に置いていただけるにしても、設備の点でおつしやいましたけれども、法文学系統でしたら、私は設備は要らないと思うのでございませうが、まずお金のかからない方からしてはいただけないものでございませうか。

○稲田政府委員 これは考へ方でございませうけれども、東京大学その他、大学院を持ち、かなりいろいろな研究所を持つて学術研究といふような点に非常

に人手の足りない大学に夜間大学を置くのがいいのか、あるいはそうでなく、大学院を持たないような大学に置くべきか、こういう点がまず第一に問題だらうと思ひます。夜間大学を置いたときに、設備や人手が要らないといふことは毛頭ございせん。やはり相当専任教員を置かなければなりませぬし、設備あるいは夜間照明装置その他相当考慮しなければできない問題でございませう。その点につきましては御了承いただきたいと思います。

○佐藤委員長 本案については質疑は大體終了していると存じますが、ほかに御質疑はございせんか。――御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了したいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さうに決します。これにより本案を討論に付します。――討論の通告も別にないようでございますから、討論を省略したいと思ひますが、御異議はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は省略されました。本案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は可決されました。

なお本案の議決に伴う報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なければさう決します。本日はこれにて散会いたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。午後一時五十四分散会

〔参照〕
国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）

昭和三十年六月七日印刷

昭和三十年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局